

こんにちは 山田耕平 です

2011.3.24 No.17

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺2-2-11
TEL 090-9973-0941
ホームページ
<http://www.jcp-yamada.jp/>



東日本大震災 杉並でも被害が...



神社鳥居が崩落（右）
屋根瓦の被害（左）



区内見回り・訪問 区へ申し入れ

三月十一日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0と日本での観測史上最大規模となり、甚大な被害をもたらしました。犠牲となった方々につつしんで哀悼の意を表し、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。
被災地救援に全力を上げるとともに、区内で発生した住宅破損などの被害への対応、区民の命とくらしを守るために全力を尽くします。

地震発生当日から、区内の見回りを開始しました。一人暮らし高齢者の訪問と安否確認、商店回り、地域の屋根瓦や塀のチェックなどを行いました。

区内でも屋根瓦と塀の被害が多く、特に杉並区北西部では、多くの家の瓦が破損している状況でした。商店は、陳列棚が倒れたり、酒屋や花屋、飲食店の陳列物が割れるなどの被害が発生していました。こうした事態を受けて、緊急に杉並区に申し入れを行いました。



党議員団とともに、13・15・17日と続けて申し入れを行いました。

区民から寄せられている様々な意見・要求を杉並区に伝えています。大変な時だからこそ、住民と力を合わせて被災地救援と安全・安心の街づくりに取り組みます。

区への申し入れで実現したこと

- 屋根瓦の修繕に、業者を紹介すること。
- 希望者に対し、速やかに耐震診断の相談に応じること。
- 被災証明書の交付について
屋根瓦への被害についても「被災」と認めること。
修理後でも認定調査を受け付けること（写真や業者の証明を認定の判断材料とする）。
- 計画停電予定地域に杉並区のアナウンスカーで告知を行うこと。
- 「余震での屋根瓦の崩落への注意喚起」「悪質業者によるリフォーム詐欺への注意喚起」等、安全パトロールを強めること。

など、様々な住民要求が実り始めています。その他の申し入れについては、区議団ニュースをご覧ください。

区内各所で被災地救援募金活動

タウンセブン前で募金活動



この間、日本共産党は全国で被災地救援募金活動に全力で取り組んでいます。戦後最大の未曾有の危機のなかで、日本全国が力を合わせて、被災地支援に全力を尽くすことが必要になっていきます。今、私にできる最大の支援は、被災地救援募金を集めることだと考え、地域の方々と協力し、救援募金活動を行っています。見かけた方は、どうか協力をお願いします。

**短期間で230万円以上の救援募金
杉並区民の支援が寄せられる**

十三日から救援募金活動を行っています。私が活動する地域だけで50万円近くの救援募金が寄せられました。子どもからお年寄りまで、多くのみなさんが協力してくださいました。

特に、青年や学生の方、子連れの夫婦などの募金が多く、これからの日本の未来を担う世代の心温まるエールに、非常に励まされています。

日本共産党全体では、2億5千万円以上の募金が寄せられ、被災地に届けています。また、原発問題での正確な情報伝達などを政府に申し入れていきます。

今週の一こま

兄は新聞記者
陸前高田市へ取材に

私の兄は、しんぶん赤旗の記者をしており、震災直後、東北へ向かいました。

電話連絡も通じない状況で、本当に心配しましたが、先日、無事に帰宅。

兄の話では、現地は深刻な被災状況で、全てのライフラインはストップし、物資不足が著しいとのことでした。

被災した住民が茫然と、津波後の海を見つめている姿が痛ましかったと言っていました。

「平成の市町村合併」により、職員数が激減し、物資の流通や安否確認などへの行政機能が極端に低下しているとのこと、マンパワーが必要になっているそうです。

私も事態が落ち着き、ボランティア受け入れが始まったら、参加したいと思います。

～地震の被害を受けられた方へ～ 区の救済制度の活用を

杉並区の応急対策をご紹介します。何かお困りのことがあれば、ご一報ください。

山田耕平 090-9973-0941

杉並区役所（代表） 3312-2111

- ① 災害被害への貸金貸付制度として、「応急小口資金」の貸付50万円（単身世帯は30万円）があります。
区役所保健福祉部管理課地域福祉係
- ② 他に「災害救護資金」があります。貸付限度額は150万円です（低所得世帯）。
杉並区社会福祉協議会 5347-1020
- ③ 東京土建組合などでの直接相談受付
東京土建杉並支部 3313-1445
- ④ 屋根瓦の修理、耐震に関する相談については、
区役所住宅課住宅係 役所建築課耐震改修担当
- ⑤ 地震によって建物や家具に損傷被害を受けた際、区役所から被災証明書を発行してもらえば、税金の控除や保険料の減免などを受けることができます。修理後でも認定が受けられますので、被害状況の写真を撮ってください。
区役所地域課地域係